

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収依頼者で払込金融機関に郵便局を利用される場合は、右の「郵便局指定通知書」に払込みされる郵便局名を記入して第1回の納入書を提出する際当該郵便局に提出してください。

なお、一度「郵便局指定通知書」を提出いただいたゆうちょ銀行・郵便局では、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

地方税法第321条の5第4項抜粋

前項の規定により、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合には、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。

嬉野市役所 嬉野庁舎 税務課
電話番号：0954-42-3305

切り取り線

年 月 日

_____郵便局長様

ゆうちょ銀行_____店・所長様

佐賀県嬉野市長 村上 大祐

郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、
当市の市・県民税（特別徴収額）の取扱局に指定しましたので通知します。

1 許可番号	貯六営第862号
2 口座番号	01810-4-960050
3 加入者の名称	嬉野市会計管理者
4 取りまとめ店	福岡貯金事務センター (郵便番号812-8794)